

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和6年度は3回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

公 益 委 員 会 議 開 催 状 況

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

回数	月日	場所	出席委員	付 議 事 項
537	6.20	会長室	下元 川田 藤原 高林	令和6年（不）第1号不当労働行為救済申立事件に係る公益委員の忌避申立てについて
538	7.4	会長室	下元 川田 藤原 高林 参田	1 令和5年（不）第1号不当労働行為救済申立事件に係る申立組合の資格審査について 2 上記事件に係る参与委員の意見聴取について 3 上記事件に係る命令について
539	9.12	会長室	下元 川田 藤原 高林	令和6年（不）第3号不当労働行為救済申立事件に係る公益委員の忌避申立てについて